

障害者差別解消法と 弁護士の役割



2017.3.18 Sat.

和歌山ビッグ愛1F 大ホール
午後0:30～午後4:30（午後0時 開場）

手話通訳、要約筆記、
ユーストリーム中継あり

平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行され、和歌山市では障害者差別解消推進条例も施行されました。

本シンポジウムでは、何が「差別」に当たるのか、「合理的配慮」とは何かについて、具体的事例も交えながら理解を深めるとともに、障害当事者、市民、行政、そして弁護士・社会福祉士等の専門職が広く連携して、障害の有無を問わず共に暮らせる社会を作っていくためにどのようなことが必要か、そのための具体的な相談体制や解決のための仕組みについて考えていきたいと思っております。

基調講演

- ①川島 聡(岡山理科大学 総合情報学部社会情報学科 准教授)
「合理的配慮とは何か」
- ②西倉実季(和歌山大学 教育学部 准教授)
「合理的配慮をめぐるプライバシーの問題」

基調報告

- ①和歌山県の取組状況(和歌山県障害福祉課 課長 中林憲一)
- ②和歌山市の取組状況(和歌山市障害者支援課 課長 坂下雅朗)
- ③和歌山での具体的事例を元に(石田雅俊=和歌山市内の障害当事者)



川島 聡



西倉実季

(順不同・敬称は略させていただきます)

パネルディスカッション

【コーディネーター】

長岡健太郎(和歌山弁護士会 高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長)

【登壇者】

石田雅俊/山田 賢(明石市 福祉部福祉総務課障害者施策担当係長)
上間清香(沖縄県 広域相談専門員)/森脇大介(弁護士・和歌山弁護士会)

主催 和歌山弁護士会 (担当: 高齢者・障害者支援センター運営委員会)

共催 障害と人権全国弁護士ネット

後援 和歌山県、和歌山市、和歌山県社会福祉士会

お問い合わせ 和歌山弁護士会 TEL.073-422-4580 FAX.073-436-5322

